

品川区総合治水対策推進計画(改定)

令和7年9月

品 川 区

目次

第1章 品川区総合治水対策の考え方 -----	1
1.1 品川区総合治水対策推進計画改定の目的 -----	1
1.2 計画の対象範囲 -----	2
1.3 計画の位置づけ -----	2
1.4 総合治水対策に係る上位計画 -----	3
第2章 区の現状 -----	8
2.1 近年の降雨状況 -----	8
2.2 区の地域特性 -----	10
2.3 浸水被害の現状 -----	12
第3章 総合治水対策の取組状況 -----	14
3.1 これまでの取組状況 -----	14
第4章 品川区総合治水対策推進計画の改定 -----	18
4.1 計画の目標 -----	18
4.2 具体的な取組 -----	19
4.2.1 流域対策 -----	19
4.2.2 下水道整備 -----	30
4.2.3 河川整備 -----	34
4.2.4 家づくり・まちづくり対策 -----	37
4.2.5 避難方策 -----	40
第5章 品川区総合治水対策推進計画のさらなる推進に向けて -----	44
5.1 さらなる推進に向けて -----	44

第1章 品川区総合治水対策の考え方

1.1 品川区総合治水対策推進計画改定の目的

品川区では、区内全域での総合治水対策を計画的に推進することを目的として、1991(平成3)年に「品川区総合治水対策推進計画」(以下、「推進計画」とする。)を策定しました。

東京都では、2007(平成19)年に「東京都豪雨対策基本方針」(以下、「基本方針」とする。)を策定し、2009(平成21)年には東京都と区市町村による東京都総合治水対策協議会で「流域別豪雨対策計画」を策定しました。これらの上位計画を踏まえ、区でも2013(平成25)年に推進計画を改定しました。

その後、2014(平成26)年に基本方針が改定され、それを受けて流域別豪雨対策計画も2019(令和元)年から順次改定されました。その間、区では、上位計画の改定に合わせて流域対策等の目標のレベルアップを図りながら総合治水対策を推進してきました。

そして、2023(令和5)年12月に、気候変動に伴う目標降雨の引き上げや、新たな施策の展開等を取り入れた基本方針の2度目の改定が行われました。

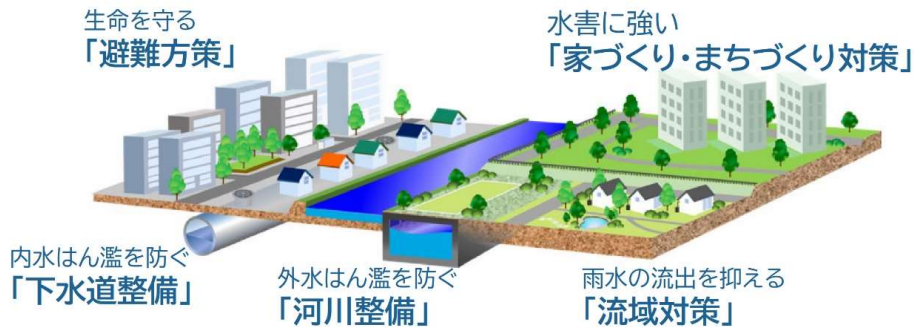
これを受けて、区でも、区内の治水対策を一層推進するため、今回の基本方針の改定内容やその他の上位計画等との整合を図りつつ、「品川区における総合治水対策の取組状況」(2023(令和5)年9月公表)も踏まえて、推進計画を改定します。

発行元	発行年月	計画名称
品川区	1991年3月 (平成3年)	品川区総合治水対策推進計画 策定
東京都	2007年8月 (平成19年)	東京都豪雨対策基本方針 策定
東京都総合治水 対策協議会	2009年5月 (平成21年)	渋谷川・古川流域豪雨対策計画 策定
東京都総合治水 対策協議会	2009年11月 (平成21年)	目黒川流域豪雨対策計画 策定
品川区	2013年3月 (平成25年)	品川区総合治水対策推進計画(改訂版)
東京都	2014年6月 (平成26年)	東京都豪雨対策基本方針(改定)
東京都総合治水 対策協議会	2019年11月 (令和元年)	目黒川流域豪雨対策計画(改定)
東京都総合治水 対策協議会	2022年3月 (令和4年)	渋谷川・古川流域豪雨対策計画(改定)
品川区	2023年9月 (令和5年)	品川区における総合治水対策の取組状況 公表
東京都	2023年12月 (令和5年)	東京都豪雨対策基本方針(改定)

図 1-1 品川区総合治水対策推進計画に係る計画の変遷

1.2 計画の対象範囲

本計画では、品川区全域を対象とした総合治水対策の基本的な考え方を示すものとします。総合治水対策は、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の5つの施策が基本となります。このうち、区が実施する対策を示すとともに、東京都が実施する対策や民間等と協働で取り組む内容についても示すものとします。



出典：東京都豪雨対策基本方針(改定)に加筆

図 1-2 総合治水対策のイメージ

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「品川区基本構想」や「品川区長期基本計画」などの区における行政計画や、東京都などが策定した「東京都豪雨対策基本方針」、「流域別豪雨対策計画」(「目黒川流域豪雨対策計画」および「渋谷川・古川流域豪雨対策計画」が該当)などの上位計画と整合を図りながら、区の特性を踏まえ、区内で実施する治水対策をとりまとめたものです。

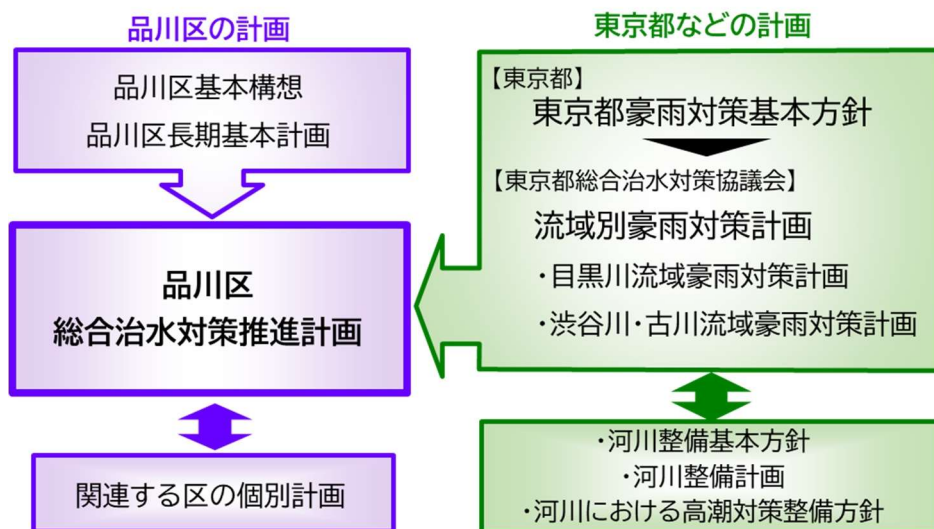


図 1-3 計画の位置づけイメージ

1.4 総合治水対策に係る上位計画

(1) 東京都豪雨対策基本方針

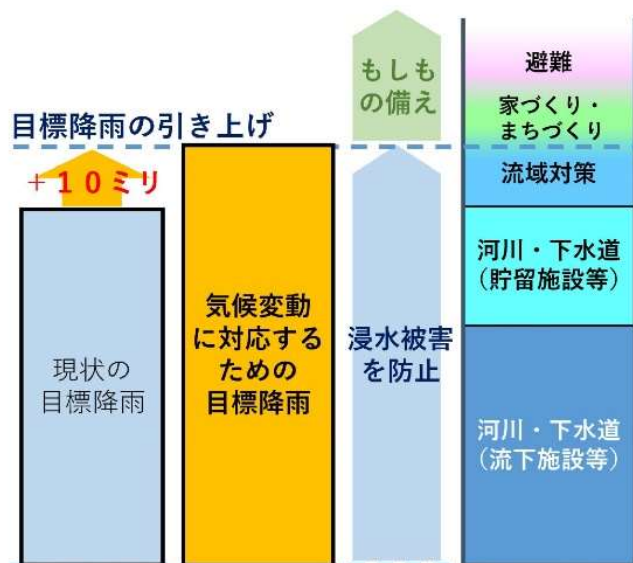
東京都では、局所的な豪雨増加の影響により、市街化が進む中小河川周辺を中心として浸水被害が続いたため、「東京都豪雨対策基本方針」を2007(平成19)年に策定しました。その後、基本方針に基づき対策を推進していましたが、平成20年、平成22年、平成25年の浸水被害を受けて、見直しに着手し、2014(平成26)年に改定しました。

また、近年の気候変動の影響や今後想定される降雨量の増加や台風の強大化等に伴い、激甚化・頻発化する水害に対応するため、2023(令和5)年に基本方針の2度目の改定を行いました。

今回の改定では、気候変動に対応するため目標降雨を都内全域で10ミリ引き上げ区部では時間降雨85mmとなった点が大きな改定のポイントであるほか、これまでの対策を強化することに加えて、新たな施策の展開等が示されています。

東京都豪雨対策基本方針(改定)における基本方針

- 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対して、安全・安心なまちを目指す
- 気候変動に伴う降雨量の増加に対応するため、目標降雨を引き上げ(区部は時間85mm)
- 目標降雨に対して、主に河川整備、下水道整備、流域対策で浸水被害を防止
- 目標を超える降雨に対しても、5つの施策を組み合わせ、もしもに備える
- 重点的な対策強化と段階的な事業展開によって事業効果を早期に発現



出典: 東京都豪雨対策基本方針(改定)概要版

図 1-4 目標降雨と各施策の役割分担

なお、今回の改定では、新たな施策として家づくり・まちづくり対策においてグリーンインフラの活用による対策の推進が示されました。令和6年度より公共施設や民間施設におけるグリーンインフラの導入促進に向けた補助制度も策定され、取り組みを推進しています。

また、流域対策において取り組みを促すための広報の強化や、豪雨対策のさらなる推進に向けた方策として災害対策の重要性について「自分ごと化」を図るための情報発信の強化等が示されており、あらゆる取り組みにおいて広報やPR等による機運醸成が重要であることが新たな視点として盛り込まれています。



図 1-7 都市開発等におけるレインガーデンや緑地の創出



図 1-8 「知ってもらう」「取り組んでもらう」広報

水害に強い東京に向けて
みんなで取り組んでいく
「知る」「伝える」「行動する」



図 1-9 みんなで取り組むためのPRや防災教育など

図1-7～9 出典：東京都豪雨対策基本方針(改定)及び概要版

(2)流域別豪雨対策計画

流域別豪雨対策計画は、基本方針において対策強化流域に指定された河川流域について、流域別の具体的な対策の内容や実施スケジュールを、東京都と区市町村による東京都総合治水対策協議会で策定したものです。区内では、目黒川流域と渋谷川・古川流域の 2 流域が対策強化流域に指定されているため、計画が策定されています。

「目黒川流域豪雨対策計画」は 2009(平成 21)年に策定され、2019(令和元)年に改定されました。また、「渋谷川・古川流域豪雨対策計画」は 2009(平成 21)年に策定され、2022(令和 4)年に改定されました。

これらの計画では、長期見通しを踏まえ、概ね30年後(2037(令和 19)年度)までに時間雨量 75mmの降雨までは浸水被害を防止することを目標としています。

また、公共施設や民間施設における雨水貯留浸透施設の設置推進により、基本方針策定当初の 2007(平成19)年度から概ね 30 年後(2037(令和 19)年度)までに時間雨量 10mm相当の雨水を貯留浸透させることを目標とし、施設別や流域別の目標量が示されています。

なお 2023(令和 5)年に基本方針が改定されたことを踏まえ、今後は、流域別豪雨対策計画も順次改定予定となっており、流域対策の目標量が見直される可能性があります。

表 1-2 流域別豪雨対策計画で示されている施設別対策目標量

施設区分	目黒川流域 豪雨対策計画 の単位対策量 (m ³ /ha)	渋谷川・古川流域 豪雨対策計画 の単位対策量 (m ³ /ha)	その他流域 の単位対策量 (m ³ /ha)
公共施設	500	600	都から示された 単位対策量なし
道 路(車道)	290	290	
道 路(歩道)	200	200	
大規模民間施設 (500m ² 以上)	500	600	
小規模民間施設 (500m ² 未満)	300	300	

表 1-3 流域別豪雨対策計画で示されている品川区の流域別対策目標量

流域名	2024 年度 (令和 6 年度) 時間6mm相当	2037 年度 (令和 19 年度) 時間 10mm相当
	目標量(m ³)	目標量(m ³)
目黒川流域	73,000	87,000
渋谷川・古川流域	7,000	8,000
その他流域	都から示された目標量なし	

Column 流域治水プロジェクト

——国による治水の取り組み

国土交通省では、近年の激甚化・頻発化する水災害の被害や今後の気候変動の影響を踏まえて、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水プロジェクト」を推進しています。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域とはん濫域も含めて一つの流域としてとらえ、地域の特性に応じて、①はん濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、を進めることを目標としています。



出典:国土交通省 HP「流域治水」の基本的な考え方

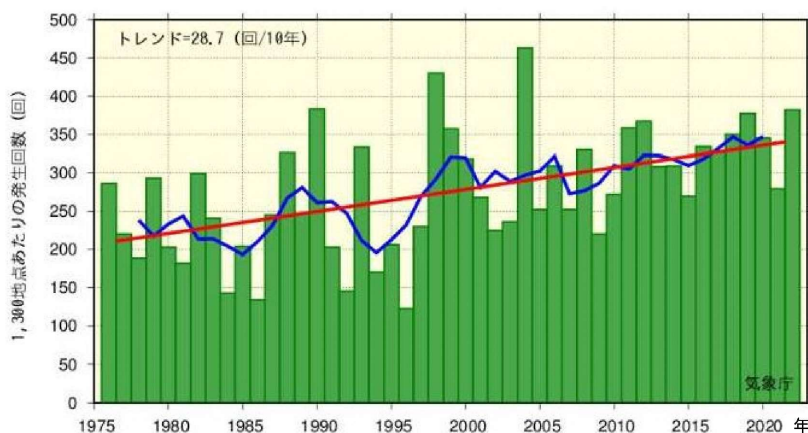
図 1-10 流域治水プロジェクト概要

令和3年3月に全国109全ての一級水系と12の二級水系で流域治水プロジェクトが策定され、その後も全国の二級河川で策定が進みました。令和3年8月には区内の目黒川や立会川を含む「城南地区河川外3河川流域治水プロジェクト」が策定され、流域全体で実施すべき治水対策について、河川管理者、下水道管理者、東京都、関係区等が、一体となって取り組んでいます。

第2章 区の現状

2.1 近年の降雨状況

近年、日本全国で時間 50mm を超える降雨の年間発生回数が増加しています。統計期間の最初の 10 年間(1976～1985 年)における平均年間発生回数は約 226 回だったのに対して、最近 10 年間(2013～2022 年)では約 328 回となっており、約 1.5 倍に増えています。



棒グラフ (緑) は各年の年間発生回数、折れ線 (青) は 5 年移動平均値、直線 (赤) は長期変化傾向を示す

データ出典: 気象庁 HP「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」

出典: 東京都豪雨対策基本方針(改定)

図 2-1 全国(アメダス)の時間 50mm を超える降雨の年間発生回数

水害を発生させるような降雨は、主に「台風に伴う豪雨」と「局所的集中豪雨」に分けられます。台風に伴う豪雨は、時間最大雨量が必ずしも大きくありませんが、降雨時間が長く総雨量が大きくなる傾向にあるため、大きな河川の氾濫等により、浸水被害を発生させる要因となります。

一方で局所的集中豪雨は、降雨時間が短く総雨量は小さい傾向にあるものの、時間最大雨量が大きくなることから、下水道や中小河川に短時間で大量の雨が流入し、くぼ地や坂下、河川沿いの低地等で浸水被害を発生させる要因となります。

Column 気候変動を踏まえた降雨量の変化

温暖化が引き起こす気候変動のリスク

世界の平均気温上昇について、パリ協定では、1.5℃に抑える努力を追求しつつ、2℃未満を長期目標として設定しています。

一方、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告では、今後の地球温暖化とそれに伴う気温の上昇や海面水位の上昇、台風の強大化といった様々なリスクに適応していく必要があるとしています。

パリ協定の目標を踏まえたシナリオでは、平均気温が2050年ごろに2.0℃程度上昇すると予測されており、東京都では「TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I (令和5年12月)」において、東京都の風水害対策に関連する共通の目線として「2040年代に向けたインフラ整備に際しての気候変動シナリオについては、より安全な備えをする観点から、平均気温2度上昇を基本とする」としています。

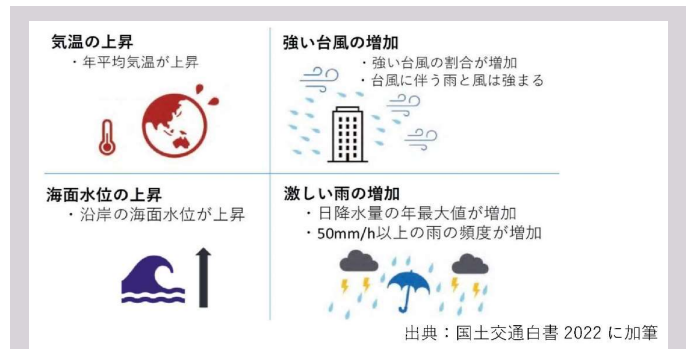


図 2-2 将来の気候変動リスク

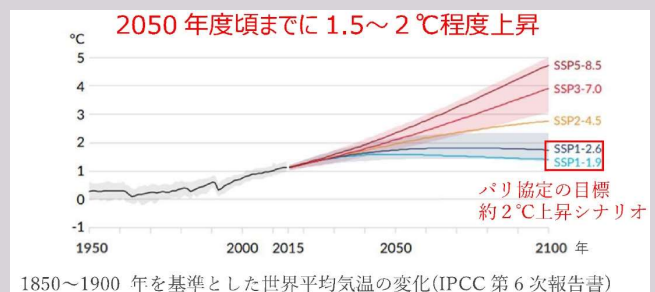


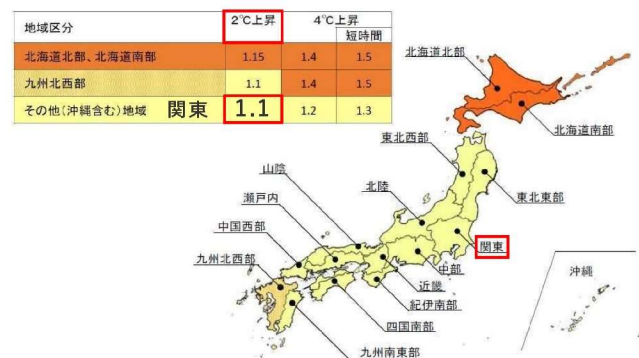
図 2-3 1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化

出典:東京都豪雨対策基本方針(改定)

気候変動に伴う降雨量の増加

国土交通省では、気候変動を踏まえた治水計画について、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言改訂版(令和3年4月)」により整理しており、この中で、東京都を含む関東地方は2℃上昇した場合の降雨変化倍率1.1倍とされています。

これにより、令和5年に改定された基本方針において目標とする降雨量は、2014(平成26)年改定の基本方針で定めた目標降雨に対して降雨変化倍率1.1倍を考慮し、10ミリ引き上げた設定とされています。



気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言 改訂版 に加筆
(気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会 令和3(2021)年4月)

出典:気候変動を踏まえた河川施設のあり方

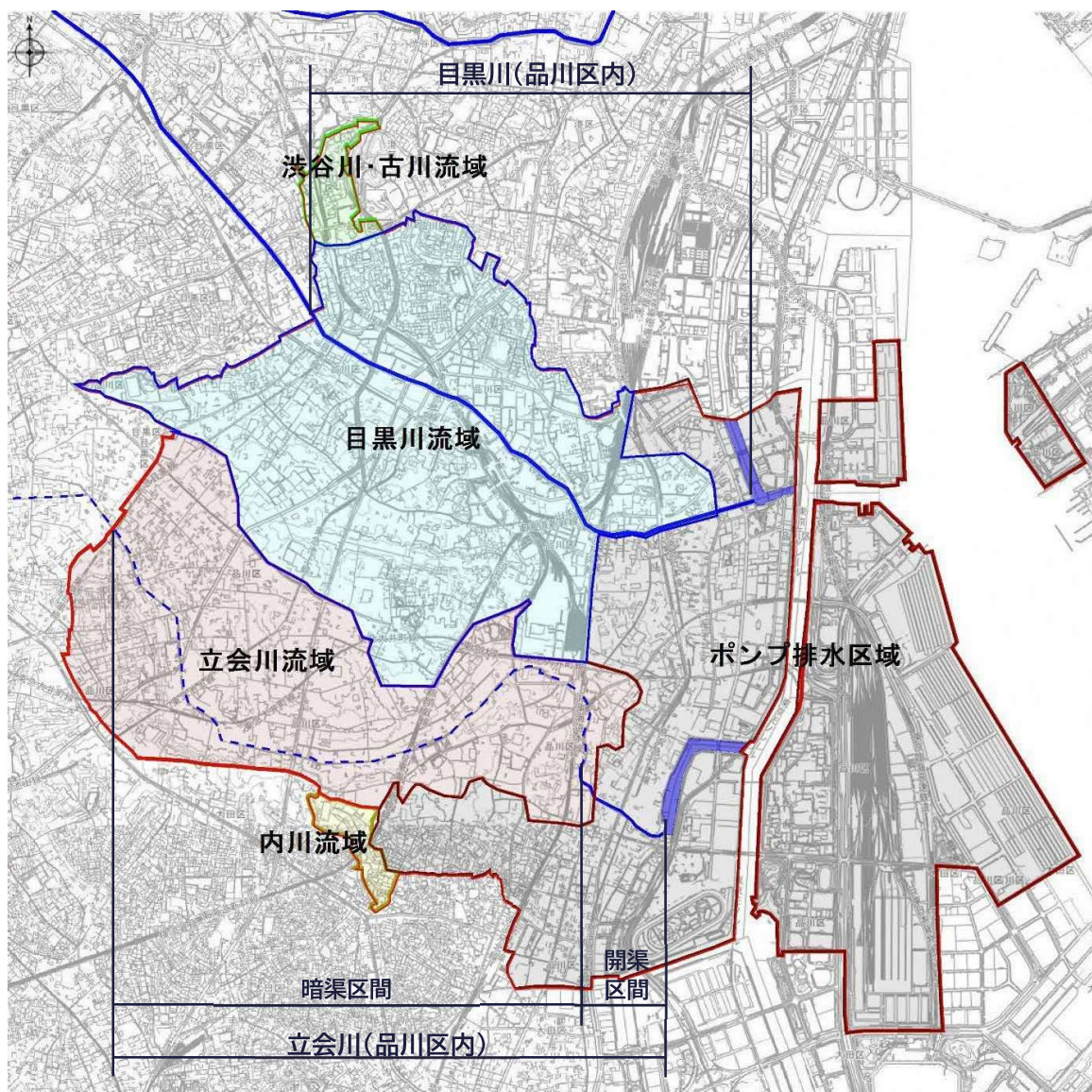
図 2-4 地域区分ごとの降雨量変化倍率

2.2 区の地域特性

(1) 河川および流域の概要

区内は目黒川と立会川の2つの河川が流れています。目黒川は烏山川と北沢川が合流する世田谷区池尻三丁目地先を上流端とし、目黒区と品川区を東流しながら東京湾に注ぐ河川延長 8.0 kmの二級河川です。区界から河口まで区内を流れる延長は約3.7kmです。立会川は目黒区碑文谷を源とし、品川区を東流する河川延長 7.41kmの二級河川です。7.41kmのうち、6.66kmは暗渠化され下水道幹線として活用されており、残りの 0.75kmは開渠区間となっています。

降った雨水が河川に流入する範囲(集水範囲)のことを流域といい、区内には4つの流域があります。河川が流れている目黒川流域と立会川流域以外にも、区内に河川は流れていませんが、流域の一部が含まれている渋谷川・古川流域と内川流域があります。また、河川には雨水が流入せず下水道管を通じてポンプ所から雨水を汲み上げて排水する、ポンプ排水区域があります。



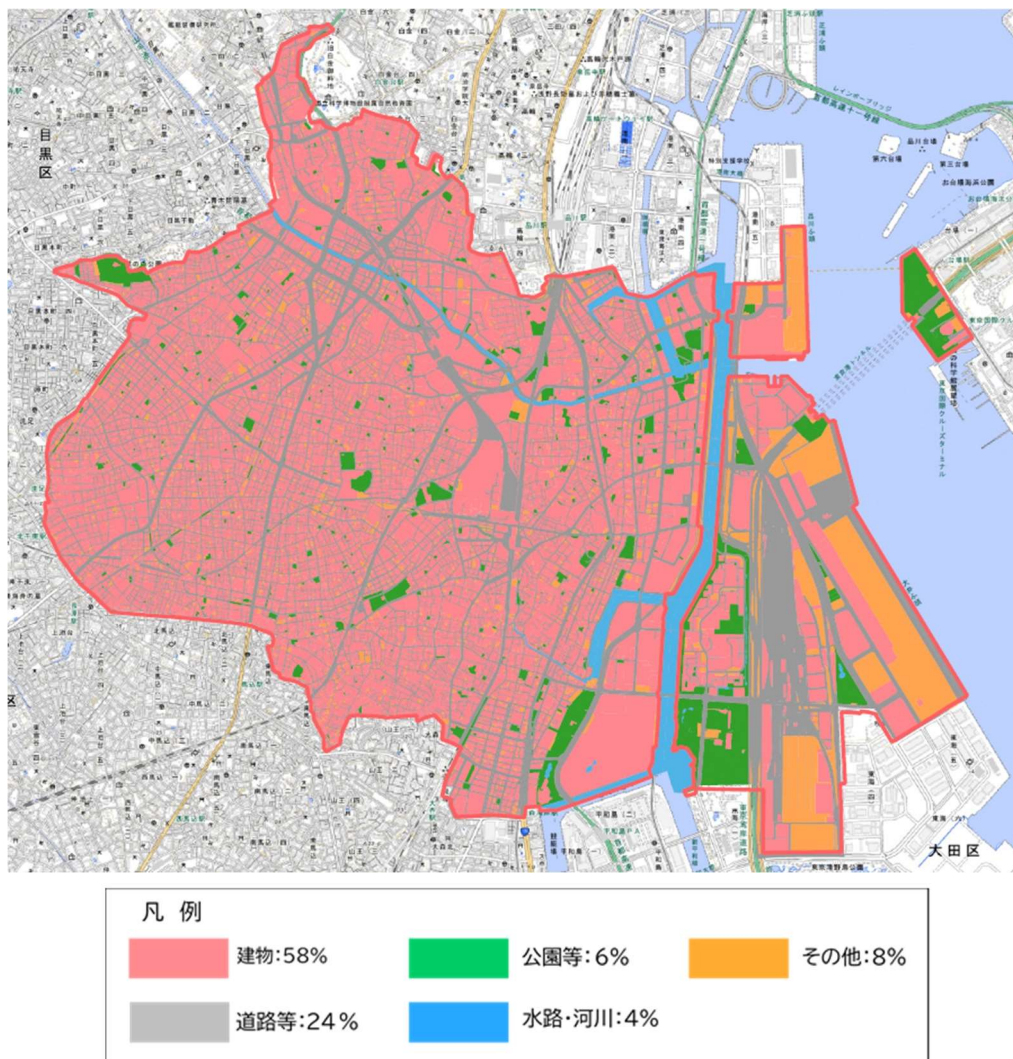
地図データ：国土地理院地図、国土基本情報、基盤地図情報より作成

図 2-5 品川区の流域区分図

(2)土地利用状況

品川区は、土地の約6割が宅地(公共用地、商業用地、住宅用地等)を形成しており、道路等と合わせると約8割がコンクリートやアスファルト等に覆われた、保水能力の低い土地利用となっています。

浸水被害の軽減には河川や下水道の整備も重要ですが、区内の大半を占める宅地において、雨水をしみ込ませやすくする「流域対策」の推進により、河川や下水道への流入を減らすことが、区にとって重要な対策であることがわかります。



データ出典:東京都 土地利用現況調査(令和3年度)より作成
地図データ:国土地理院地図、国土基本情報、基盤地図情報より作成

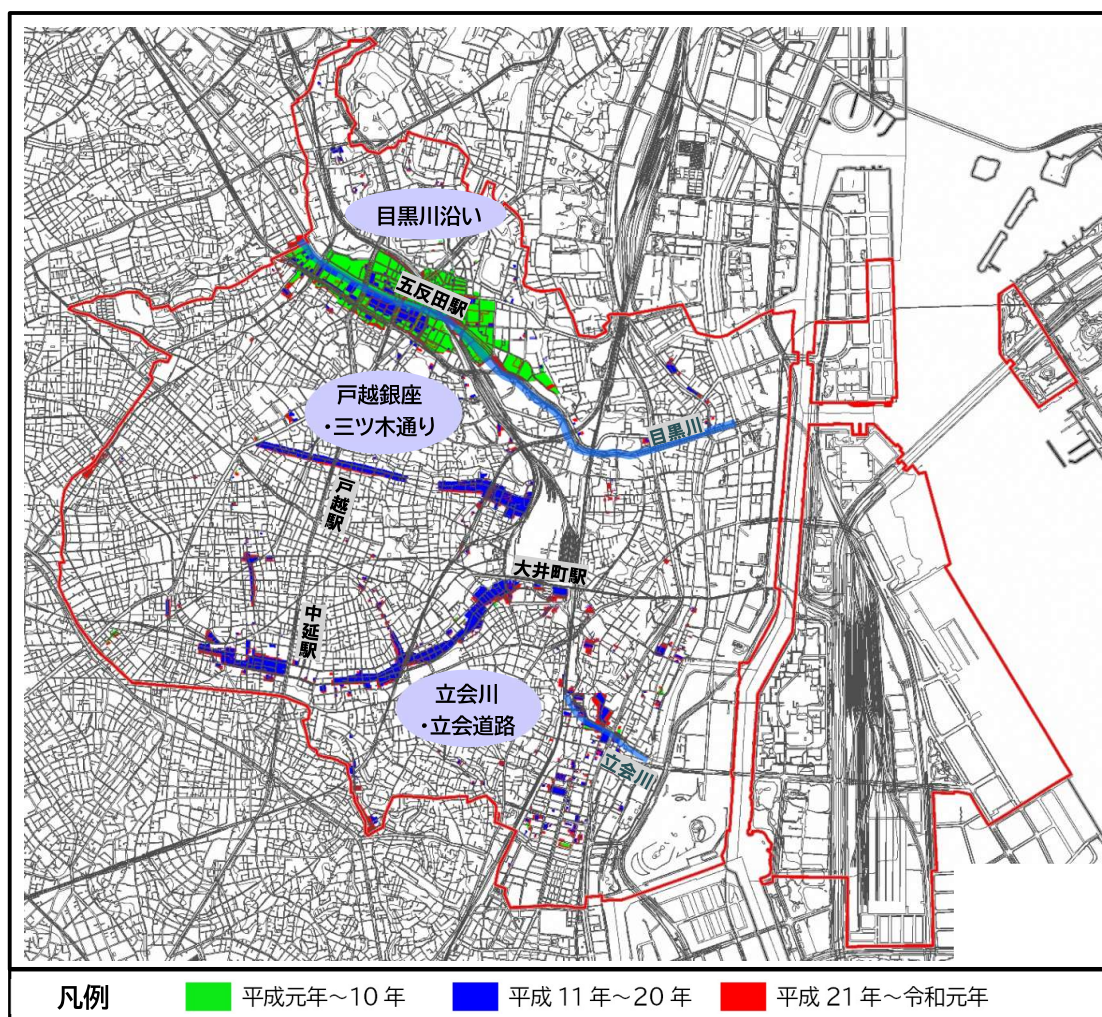
図 2-6 品川区の土地利用状況

2.3 浸水被害の現状

区内の浸水被害は、平成初期においては五反田駅周辺を中心とした目黒川沿いに被害が集中していました。また、平成11年以降は戸越銀座周辺や三ツ木通り、立会川周辺を中心とした箇所でも被害が発生し、平成11年8月の集中豪雨(時間最大雨量77mm)では、約2,800棟の被害が発生しました。

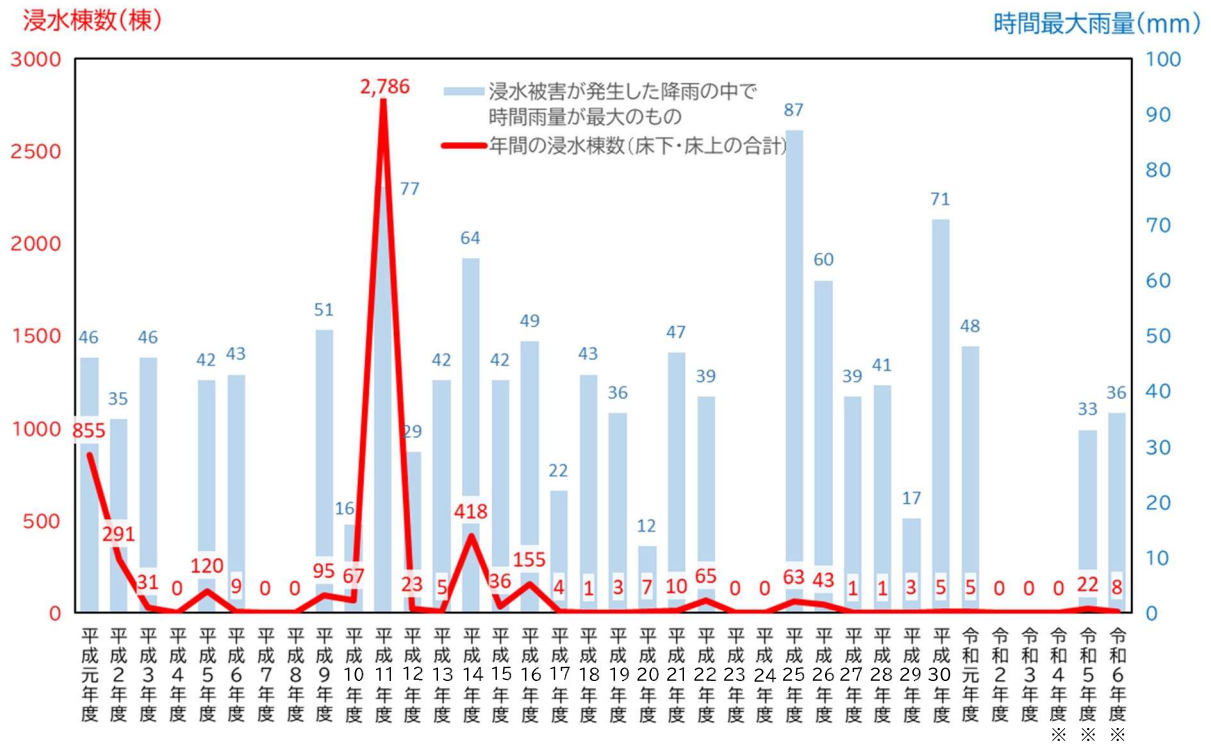
その後、区内の河川や下水道において整備が進められ、これまで発生していたような広範囲での浸水被害は減少し、平成11年8月の集中豪雨と同程度以上の時間最大雨量であった平成25年7月の集中豪雨(時間最大雨量87mm)では、戸越地区等のくぼ地での局所的な被害は発生したものの、被害件数が約60棟と大幅に軽減しました。近年においても、降雨量や降雨の発生回数が増加傾向にあるものの、1回の雨による浸水棟数は低い水準を維持しています。

一方で、気候変動による更なる降雨量増加が予測されており、全国的に毎年のように台風や線状降水帯に伴う大雨、局地的集中豪雨などによって被害が発生している現状を踏まえると、今後区内でも、大きな浸水被害の発生が懸念されることから、継続した豪雨対策は重要であるといえます。



データ出典:品川区総合治水対策推進計画(平成25年3月)、
および水害のない品川区を目指して掲載の浸水実績図より作成
地図データ:国土地理院地図、国土基本情報、基盤地図情報より作成

図2-7 浸水被害の発生状況(平成元年～令和元年)



データ出典:浸水棟数…品川区町丁別浸水実績一覧
 時間最大雨量…東京都「過去の水害記録」より作成
 (時間最大雨量は品川、荏原、池上観測所のうち最も多いものを使用)
 ※令和4年度以降の雨量データは、東京観測所の観測値を使用

図 2-8 品川区内における過去の降雨と浸水棟数



平成5年8月27日(台風11号)
JR 五反田駅前



平成25年7月23日(集中豪雨)
中延六丁目

図 2-9 品川区内における浸水被害発生状況

第3章 総合治水対策の取組状況

3.1 これまでの取組状況

これまで、区内の治水対策は大きく分けて、区が「流域対策」「下水道整備(東京都から一部受託)」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」に取り組み、東京都は「河川整備」「下水道整備」に取り組んできました。

ここでは、これまで区内で取り組んできた治水対策の概要を示します。

「品川区における総合治水対策の取組状況」(令和5年9月)において詳細を示していますので、あわせてそちらをご参照ください。



詳細はこちら

掲載 URL : https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/pdf/hpg000022396_19.pdf

流域対策

品川区の取組

- 時間 75mm 降雨に対して浸水被害を防止するため、その内の時間 10mm 相当分の流域対策実施を目標に据え、区内全域において雨水貯留浸透施設の設置および指導等の取り組みを推進してきました。

- ◆公共施設における雨水貯留浸透施設の設置
- ◆一定規模以上の民間施設における雨水貯留浸透施設の設置指導
- ◆小規模民間施設における雨水浸透施設や雨水利用タンクの設置助成

- 公園は全275か所のうち103か所、学校施設では46校のうち33校で対策済みです。道路でも、道路改修に合わせて雨水ますの浸透ます化や、透水性舗装への更新を行ってきました。

- 区内の公共施設・民間施設合わせて、
これまでに **約 15.3万³m³の流域対策を実施**
(令和6年度末時点)

表3-1 流域対策目標量と達成率

範囲	対策実績(m ³)	令和6年度 時間6mm相当		令和19年度 時間10mm相当	
		目標量(m ³)	達成率(%)	目標量(m ³)	達成率(%)
区全体	153,863	143,000	107.6	170,000	90.5

これまでの積み重ねによって、区内の流域対策実績量は荏原調節池の貯留量の約7割分に相当します。これは、流域対策が区内の浸水被害軽減に大きく貢献していることを意味します。

- 対策実績を令和6年度目標量(時間6mm相当)と比較すると、目標を達成しており、順調に推移していることがわかります。
- 令和19年度目標量(時間10mm相当)と比較すると、達成率90.5%となっており、約1.6万m³の追加の対策が必要であるため、今後も継続した取り組みが求められます。

河川・下水道整備

河川整備

東京都の取組

- 目黒川は、護岸の整備が概成しています。また、船入場調節池、荏原調節池の2つの調節池が整備されました。

荏原調節池は品川区西五反田の荏原市場跡地を活用し、平成3年から平成14年にかけて整備された、地下箱式の調節池です。20万m³の貯留容量を持ち、貯留部は地下4層構造となっています。これまでに約20回の稼働実績をもち、区内の浸水被害軽減に大きな効果を発揮しています。



図 3-1 現在の目黒川



図 3-2 荏原調節池
(左:イメージ図 中:取水口 右:調節池内部)

出典:東京都建設局 HP

- 立会川は、昭和5年から昭和14年にかけてほぼ全川において河川改修が行われ、その後、昭和44年から昭和47年にかけて月見橋より上流部が暗渠化され、下水道幹線(立会川幹線)として整備されました。

区でも、東京都実施の樋門整備が完了するまでの間の暫定的な高潮対策として、護岸の上部に「溢水防止板」を令和2年度までに整備しました。



図 3-3 現在の立会川
(左:暗渠区間 右:開渠区間)

※護岸上部の青色部分が溢水防止板

下水道整備

都と区で連携

- 区部における下水道事業は、通常東京都が一体的に整備を実施しますが、品川区では、区内の下水道事業を促進し、浸水被害を早期に軽減するために、昭和62年より下水道事業の一部を受託し、都と連携することで、区内の下水道事業を積極的に推進してきました。
- これまで、受託事業によって雨水バイパス管や雨水調整池、雨水貯留管などの大規模な下水道基幹施設も区で整備を行い、区内の浸水被害の軽減に大きく貢献しています。

●品川区の主な浸水対策事業



図 3-4 区内の下水道整備状況図

家づくり・まちづくり対策

品川区の取組

- 区民や事業者等が自ら住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促されるよう、水害に関する情報の適切な提供や、浸水被害に強い家づくりやまちづくりの促進に取り組んできました。

- ◆品川区ハザードマップと浸水履歴の提供
⇒ハザードマップ等が収録された「品川区防災地図」を全戸配布するとともに、区のホームページで過去の浸水履歴や浸水ハザードマップ等の情報提供を行ってきました。



図 3-5 家づくり対策事例
(防水板設置)

- ◆浸水被害に強い家づくりの促進
⇒昭和62年より「防水板設置助成事業」を開始し、令和6年度までに173件の助成を行いました。

- ◆浸水被害に強いまちづくりの促進
⇒目黒川や立会川沿いを中心に、「土のう置き場」を区内56か所に整備しています。



図 3-6 まちづくり対策事例
(土のう置き場)

避難方策

品川区の取組

- 河川や下水道施設の流下排水能力を超えて、水があふれだした場合にも、区民の生命や安全を守るため、区民や事業者等が自発的に適切な避難や防災対策などが講じられるよう、情報提供の充実などに取り組んできました。

- ◆災害の事前に確認する情報の提供
⇒水害時における避難計画を示し、避難指示等の基準を提供しています。
- ◆災害発生時に確認する情報の提供
⇒豪雨災害時の必要な情報提供として最新の気象情報や河川の情報等を各種媒体により提供しています。



図 3-7 しながわ防災ハンドブック(改訂版)

第4章 品川区総合治水対策推進計画の改定

4.1 計画の目標

品川区総合治水対策推進計画における目標

「時間85mmの降雨まで浸水被害を防止」とする東京都の目標を実現するため、下水道整備の受託事業等により取り組みを推進するとともに、新たな取り組みにより流域対策の強化を図り、対策を一層推進する

基本方針において、近年の気候変動に対応するため、目標降雨を10mm引き上げて区部では時間85mmとしています。区では、目標降雨に対応するため総合的な治水対策を効果的かつ効率的に進めるべく、品川区と東京都で役割分担を明確にし、連携しながら目標実現に向けた取り組みを推進します。

表 4-1 品川区と東京都における役割分担

品 川 区	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の流出を抑える「<u>流域対策</u>」の推進 ・東京都から「<u>下水道整備</u>」の一部を受託し、浸水対策を推進 ・水害に強い「<u>家づくり・まちづくり対策</u>」の推進 ・区民の生命を守る「<u>避難方策</u>」の充実
東 京 都	<ul style="list-style-type: none"> ・外水はん濫を防ぐ「<u>河川整備</u>」の推進 ・内水はん濫を防ぐ「<u>下水道整備</u>」の推進 ・区市町村に対する助成制度等を通じた「<u>流域対策</u>」の支援

区では、これまででも取り組んできた受託事業による下水道整備の推進を継続します。

さらに、流域対策では新たに、グリーンインフラの活用や、流域対策等の取り組みを知ってもらう広報の強化に取り組むことで、対策の強化を図ります。

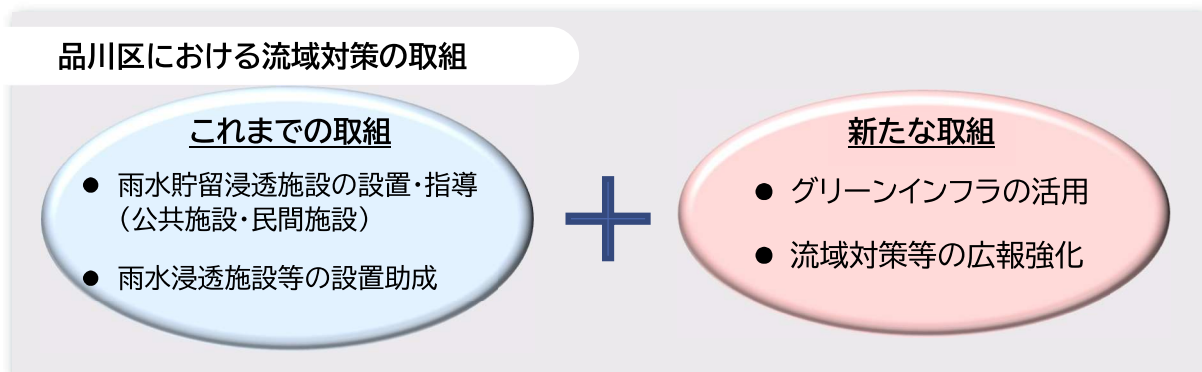


図 4-1 品川区における流域対策取組イメージ

4.2 具体的な取組

4.2.1 流域対策

(1)流域対策の目標

品川区では、基本方針や流域別豪雨対策計画等の上位計画を踏まえ、2037(令和19)年度(当初の基本方針策定から概ね30年後)までに、時間75mm降雨に対して浸水被害を防止することを見据え、時間10mm相当の流域対策を目標にこれまで対策を推進してきました。

2023(令和5)年改定の基本方針において、都内全域で目標降雨を10mm引き上げ、区部では時間85mm降雨に対して浸水被害を防止することが目標に据えられました。流域対策については「時間10ミリ分を超える対策を行っていく」と表現が一部改められたことを受けて、区では引き続き2037(令和19)年度までに時間10mm相当の流域対策を実施することを目指すとともに、目標を達成したのちにも、流域対策の取り組みを継続し、対策を推進していきます。

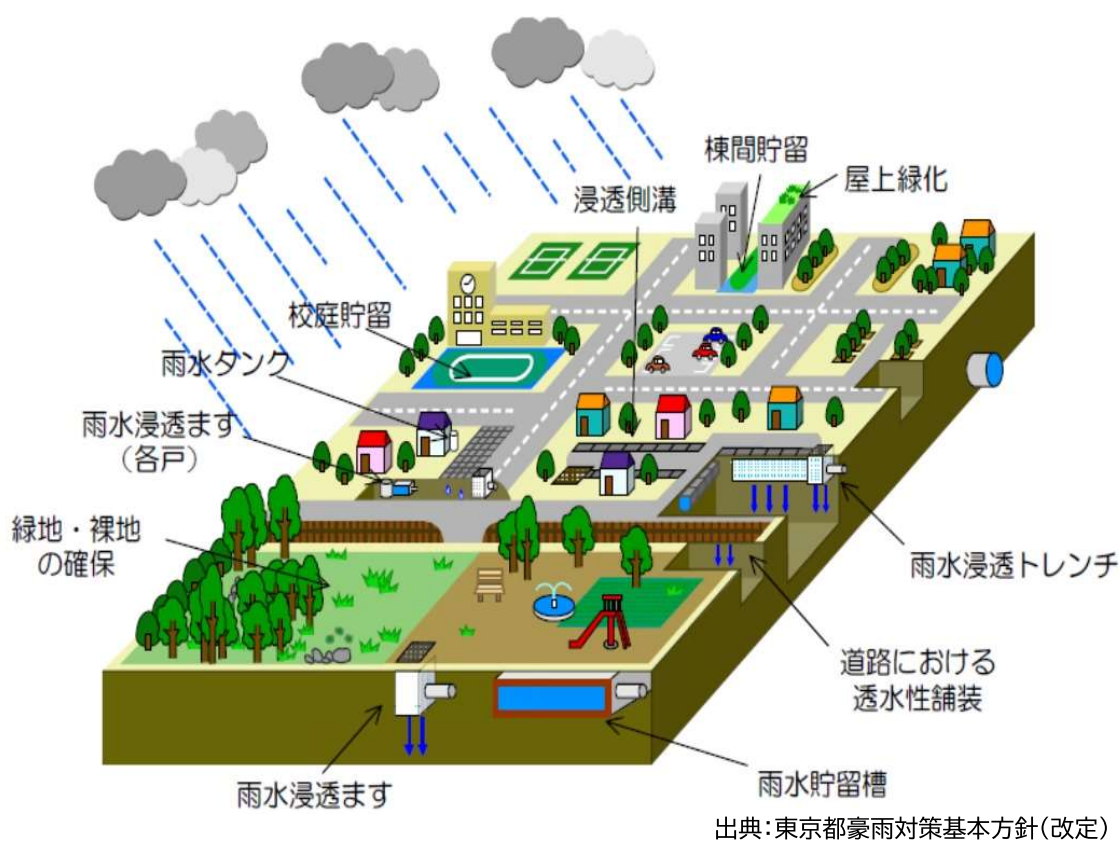


図 4-2 流域対策のイメージ

①単位対策量

目黒川および渋谷川・古川流域においては、施設別の単位対策量が、流域別豪雨対策計画において示されています。立会川流域、内川流域、ポンプ排水区域については、流域別豪雨対策計画が策定されていませんが、区ではより一層流域対策を促進するため、区内全域において以下のとおり区独自の単位対策量を設定し、対策を推進してきました。

本改定においてもこの単位対策量の設定を維持し、流域対策の積極的な促進を継続します。

表 4-2 品川区全域における施設別単位対策量

施設区分		単位対策量(m ³ /ha)	
公共施設(敷地面積に関わらず)		600	
道 路(車道)		290	
道 路(歩道)		200	
民間施設	品川区全域 (下記を除く)	大規模(500m ² 以上)	600
		小規模(500m ² 未満)	300
	東品川二・五丁目、 勝島、八潮、東八潮	敷地面積に関わらず	300

②流域別目標量

対策強化流域となっている目黒川および渋谷川・古川流域では、流域別豪雨対策計画によって各区の流域対策の目標量が示されています。立会川流域、内川流域、ポンプ排水区域については、流域別豪雨対策計画が策定されていませんが、示されている2流域の目標量や流域面積等を勘案し、区で実施したシミュレーションの結果等を踏まえ、以下のとおり流域別目標量を定めています。

なお、今後基本方針改定を受けて流域別目標量が見直された場合には、区の目標量も見直し、レベルアップを図りながら継続して流域対策に取り組めます。

表 4-3 品川区全域での流域別対策目標量

流域名	令和19年度 時間10mm相当 目標量(m ³)
目黒川流域	87,000
渋谷川・古川流域	8,000
その他流域 (立会川・内川・ポンプ排水区域)	75,000
区全体	170,000

(2)これからの取組

区では、(1)流域対策の目標で設定した流域別目標量の達成に向けて、これまで行ってきた取り組みを継続するとともに、新たにグリーンインフラの活用、流域対策等の広報強化に取り組むことで、流域対策をより一層推進していきます。



図 4-3 品川区における流域対策の具体的な取組

①公共施設(道路・公園・学校等施設)

品川区が有する公共施設(道路・公園・学校等施設)については、新設や改修に合わせて雨水貯留浸透施設等の設置を行っており、これまでも区内の流域対策に大きく貢献してきました。

今後も、公共施設が区内の流域対策における先導的役割を担う施設であることを踏まえ、新設や改修に合わせて、原則として雨水貯留浸透施設の整備を行うことで、流域対策を一層推進します。



図 4-4 雨水貯留浸透施設の設置事例(鮫浜小学校)

②大規模開発

民間施設等のうち、敷地面積が 5,000 m²を超える大規模な開発に関しては、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」および「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、これまでも雨水貯留浸透施設等の設置指導を行ってきました。大規模開発においては設置規模が大きくなるため、区内の流域対策の牽引役といえます。

引き続き指導を通じて大規模開発における設置を促進していきます。

③一定規模以上の民間施設

民間施設等のうち、一定規模以上(敷地面積500m²以上)の建物を建設する際にも、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」および「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設等の設置指導を行ってきました(500m²未満でも品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱に該当する場合は対象)。これまでも民間施設の協力により、区内の流域対策は着実に進展してきました。

引き続き指導を通じて民間施設への設置を促進していきます。

④小規模民間施設

個人が有する住宅等でも、宅地内雨水浸透施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ)や、雨水利用タンクの設置が促進されるよう「設置助成要綱」を定め、東京都と連携し、助成事業を推進しています。令和6年度に雨水浸透施設設置助成要綱を改正し、助成上限額の引き上げや助成額の算定方法を見直しました。今後も助成制度の利用促進が図られるよう、要綱の見直し等を適宜行いながら、区内の流域対策に取り組んでいきます。

雨水利用タンク設置助成

【助成対象】

区内に雨水利用タンクを設置する方

※助成対象は区内在住・在勤や土地所有者等に限らない

【助成内容】

タンク本体購入費と設置工事費の合計の1/2を助成

※上限5万円そのうち設置工事費の上限は1.5万円



図4-5 雨水利用タンク設置イメージ

雨水浸透施設設置助成

【助成対象】

建築物の新築・増改築などで、雨水の浸透施設(浸透ます、浸透管など)を設置される方

※「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に該当する建築物を除く

【助成内容】

設置工事費の一部を助成(上限54万円)

※公共雨水浸透ますへの接続費用を含む

※各浸透施設の設定する助成単価を超えた場合の差額は自己負担



図4-6 雨水浸透施設設置イメージ

Column 流域対策

——これまでの取り組み状況

品川区では、これまでに区内の公共施設と民間施設を合わせて、2024(令和6)年度末までに約15.3万 m³の流域対策を実施してきました。官民が連携して地道に積み重ねてきた流域対策が、区内の浸水対策に大きく貢献していることを意味します。

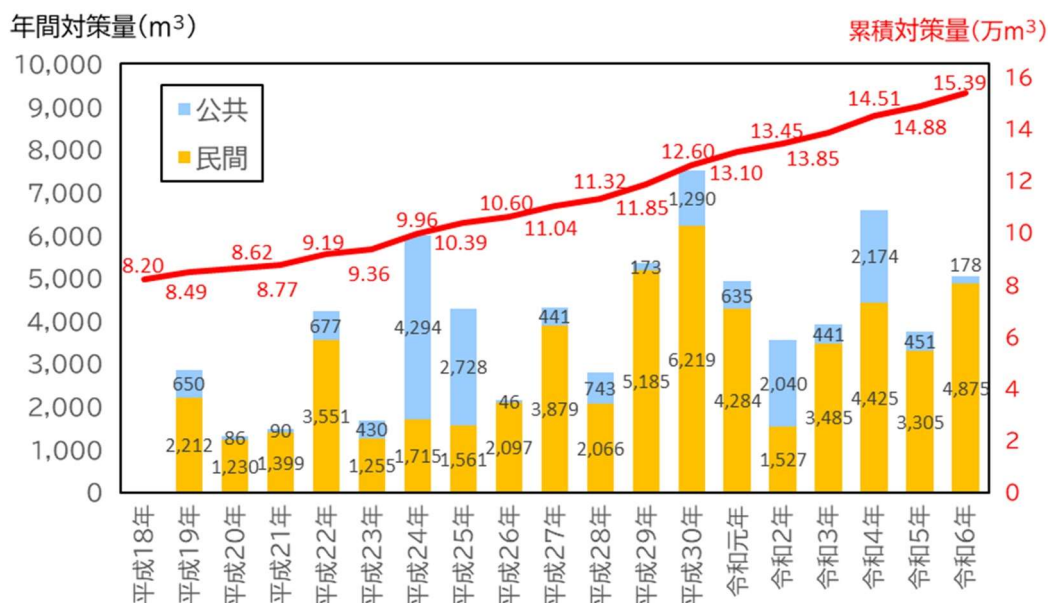


図 4-7 流域対策実績の推移(令和6年度末時点)

表 4-4 流域別対策目標量と達成率(令和6年度末時点)

範囲	対策実績(m ³)	令和6年度 時間6mm相当		令和19年度 時間10mm相当	
		目標量(m ³)	達成率(%)	目標量(m ³)	達成率(%)
区全体	153,863	143,000	107.6	170,000	90.5

品川区の流域対策量の内訳を見ると、民間施設による流域対策量が全体の約8割であり、品川区での流域対策の大部分を占めていることがわかります。

このことから、雨水貯留浸透施設の設置に貢献している民間企業等の取り組みを評価・共有する機会を設けることが流域対策のさらなる推進において、重要な取り組みといえます。それにより、流域対策そのものの認知度向上と、企業のイメージアップや社会貢献に関するPRの両方を図っていくことができ、流域対策の一層の推進が期待されます。

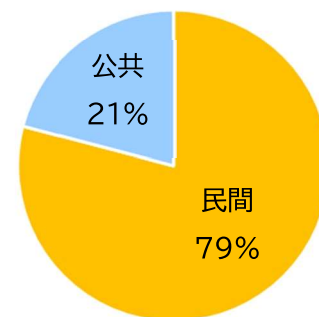
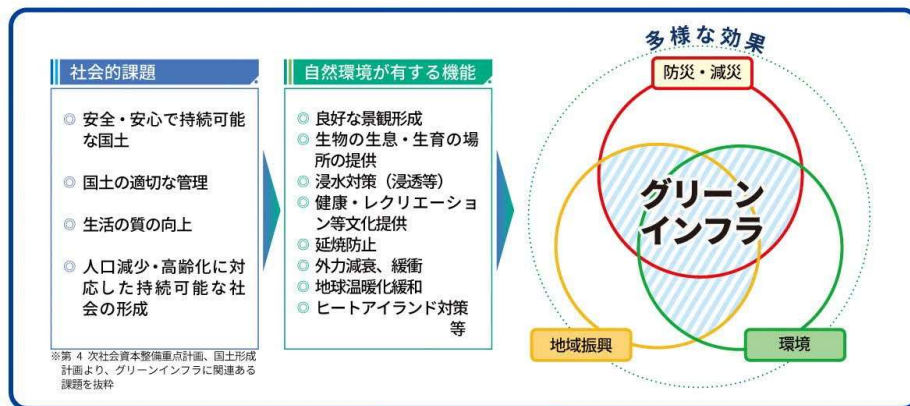


図 4-8 流域対策の実施割合

⑤グリーンインフラの活用

近年の国や東京都の動向を踏まえ、区では新たに、緑や水、土などの自然環境が有する機能を社会的課題の解決に活用する「グリーンインフラ」の考え方を流域対策に取り入れることで、流域対策の充実を図るとともに、早期の目標達成や目標を超える対策へ寄与することを目指します。



出典：国土交通省グリーンインフラポータルサイト

図4-9 グリーンインフラの考え方

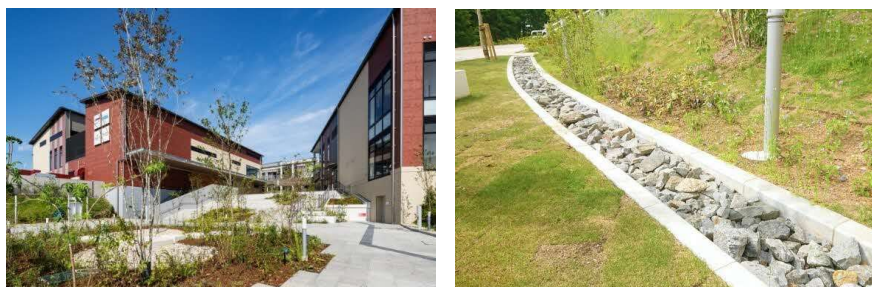


出典：国土交通省 グリーンインフラ実践ガイド

図4-10 都市部におけるグリーンインフラの実施イメージ

(I) 民間開発におけるグリーンインフラの導入促進

民間による大規模開発を行う際、流域対策に資するレインガーデン等のグリーンインフラを整備することで、防災面のみならず、良好な景観形成や、生物の生息・生育場所の提供など、魅力ある都市空間の形成が期待できます。区では、雨水貯留浸透施設設置の指導の機会を捉え、グリーンインフラ導入の検討・整備を促します。



出典：南町田グランベリーパークHP

図 4-11 大規模開発に伴うグリーンインフラの整備事例(東京都町田市)

(II) 公共用地におけるグリーンインフラの整備推進

区では、学校等の公共施設や道路、公園の整備・改修時において、これまでも浸透ますや浸透トレンチ、および透水性舗装等の雨水貯留浸透施設を整備してきましたが、今後は地域特性等を踏まえて、流域対策に資するレインガーデンや緑溝等のグリーンインフラ施設の整備を検討・推進します。

【道路におけるグリーンインフラ整備事例】



図 4-12 歩道に整備されたレインガーデン
(神奈川県横浜市)



貯留浸透ブロック

図 4-13 貯留浸透ブロックにより
整備された駅前広場(東京都世田谷区)

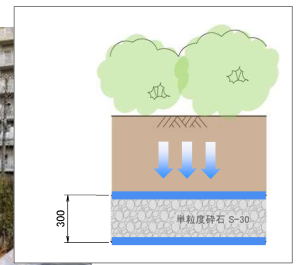
【公園におけるグリーンインフラ整備事例】



図 4-14 雨庭(レインガーデン)の整備事例
(東京都江東区)



図 4-15 緑溝(バイオスウェル)の整備事例
(品川区東海公園)



整備断面図



提供:東京都都市整備局

図 4-16 グリーンインフラ整備イメージ

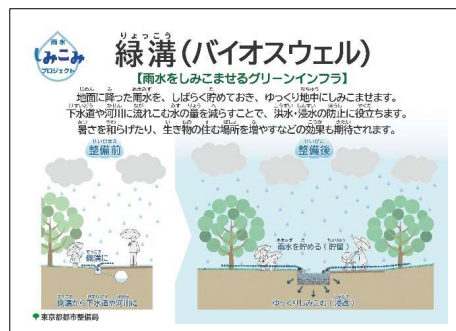
(Ⅲ)グリーンインフラの機運醸成に向けた広報の充実

グリーンインフラを推進していくには、グリーンインフラに興味・関心を持ってもらうことが重要です。区では、グリーンインフラの基本的な考え方や概念を紹介するパネル等を作成し、区立環境学習支援施設「エコルとごし」にて展示するなど、機運醸成を図っています。今後は、区内で実際に取り組まれているグリーンインフラの紹介等も展示内容に随時追加し、内容の充実を図ります。

また、グリーンインフラの整備に合わせて、設置の目的や取り組み効果等を示した広報板をグリーンインフラ施設の近くに設置するなど、様々な場面を通じてグリーンインフラに対する区民の理解が深まるよう、グリーンインフラの普及・啓発に取り組めます。



図 4-17 グリーンインフラパネル展実施の様子



データ提供: 東京都都市整備局

図 4-18 広報板設置イメージ

⑥流域対策等の広報強化

流域対策の推進には、区のみならず民間の協力も必要不可欠です。区では、区民の方々に雨水タンクなど流域対策に関する助成制度があることを知っていただくために、区の広報紙掲載や各種イベントへの出展、区立環境学習交流施設「エコルとごし」でのPR展示、およびSNS等の電子媒体による周知などを継続して行っていきます。

今後は、流域対策をよりわかりやすく知っていただけるよう、流域対策に関する啓発用のPR動画を作成するなど、機会を捉えて動画を活用した広報を行います。



図 4-19 流域対策の PR 例(広報しながわ)



図 4-20 エコルとごしで実施した流域対策助成制度の PR

また、東京都では、激甚化・頻発化する豪雨への対応として河川・下水道の整備に流域対策等に加え、総合的な治水対策に取り組んでおり、雨水を「しみこませる」まちづくりを推進しています。この取り組みに賛同し、東京都と一緒に普及啓発を行う自治体や事業者等を認定する「雨水しみこみアンバサダー」の制度が令和6年度より開始されました。区もその活動に賛同し、アンバサダーの認定を受けています。

今後、アンバサダー制度も活用しながら、雨水貯留浸透施設等の設置を推進する企業や団体の取り組みを評価・共有できる仕組みづくりを検討していきます。

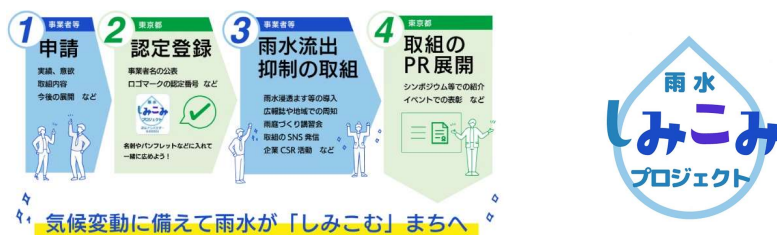


図 4-21 雨水しみこみアンバサダー制度の仕組みとロゴマーク

出典：雨水しみこみアンバサダーHP



図 4-22 取り組みの評価・共有イメージ

出典：東京都豪雨対策基本方針(改定)

4.2.2 下水道整備

東京都区部における下水道事業は、都が一体的に実施していますが、区内の下水道事業を促進する観点から、品川区では事業の一部を受託し、東京都と連携して下水道事業を推進しています。現在、区では2つの整備事業を進めています。

(1)品川区の取組

①第二戸越幹線整備事業

新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設の戸越幹線と併用することで、戸越、西品川地区周辺について時間50mmの降雨への対応を可能とし、浸水被害を軽減する事業です。また、これまでに整備した既存の貯留管や調整池を活用することで、時間50mmを超える降雨に対しても浸水被害を軽減させる効果が期待されています。

この事業は2017(平成29)年度より実施しています。

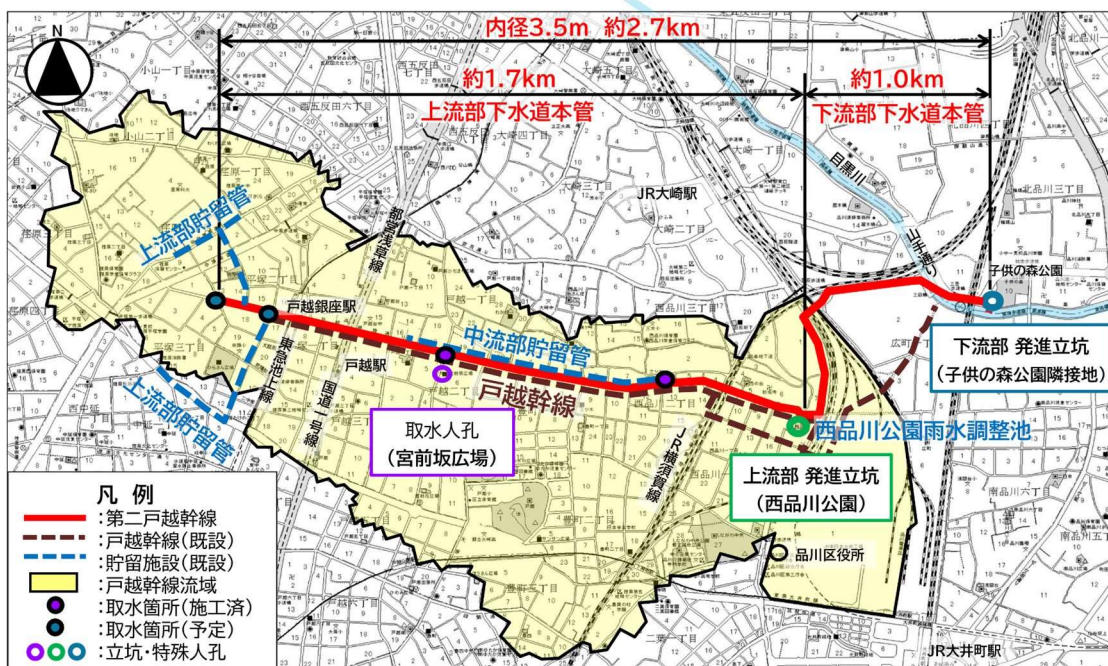


図4-23 第二戸越幹線整備事業概略図



図4-24 第二戸越幹線整備状況

②勝島地区雨水管整備事業

勝島地区の雨水は、現在既設の道路排水管を活用し、自然流下により京浜運河や勝島運河へ放流していますが、周辺の市街化が進んだことにより、既設管への雨水流入量が増大し、大雨時に道路冠水等の浸水被害が発生しています。

そのため、引き続き既設管を有効活用しつつ雨水管を新設し、浜川幹線を経由して、勝島ポンプ所から京浜運河へ雨水を放流することにより、浸水被害の軽減を図る工事を進めています。

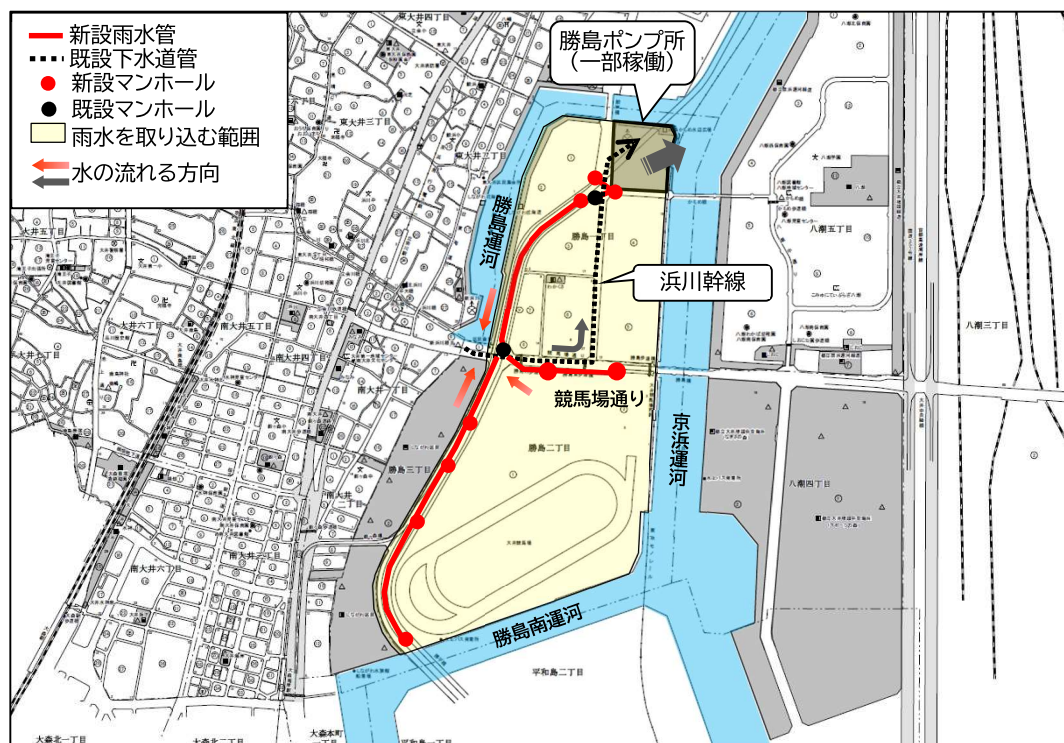


図 4-25 勝島地区雨水管整備事業概略図

③要望活動

東京都が実施する下水道の整備が円滑に進むよう、東京都と一層の連携・調整を図るべく、「特別区下水道事業促進連絡会」や「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」、および「目黒川環境整備促進流域三区連絡会」等を通じて、下水道施設の早期整備を継続的に要望しています。

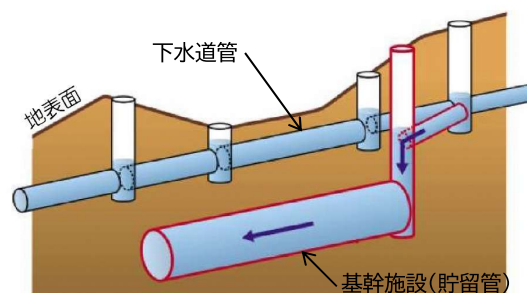
(2) 東京都の取組

東京都が実施する下水道整備は、時間 75mm 降雨に対応する下水道施設整備に、流域対策を加え、目標降雨(時間 85mm降雨)に対して内水はん濫防止を目指します。

整備の進め方については、リスクの高い地区を重点化し、幹線や貯留施設等の基幹施設整備を推進しています。区内でも 5 地区が重点化地区に該当し、うち 4 地区が事業中です。



図 4-26 内水はん濫の発生イメージ



出典:東京都豪雨対策基本方針(改定)に加筆

図 4-27 幹線や貯留施設等の
基幹施設整備のイメージ

①立会川幹線雨水放流管整備事業

立会川流域における既存排水施設的能力不足や、立会川の放流域である勝島運河の水質改善への対策として、現在、立会川幹線雨水放流管を整備しています。

浜川幹線と第二立会川幹線(下流部)はすでに完成していますが、立会川幹線雨水放流管が施工中であり、これらの完成により、立会川流域全体として時間50mm降雨に対応できるようになります。なお、第二立会川幹線(上流部)は2009(平成21)年より暫定貯留管(貯留量は34,500m³)として活用しており、区内の浸水対策に大きく寄与しています。

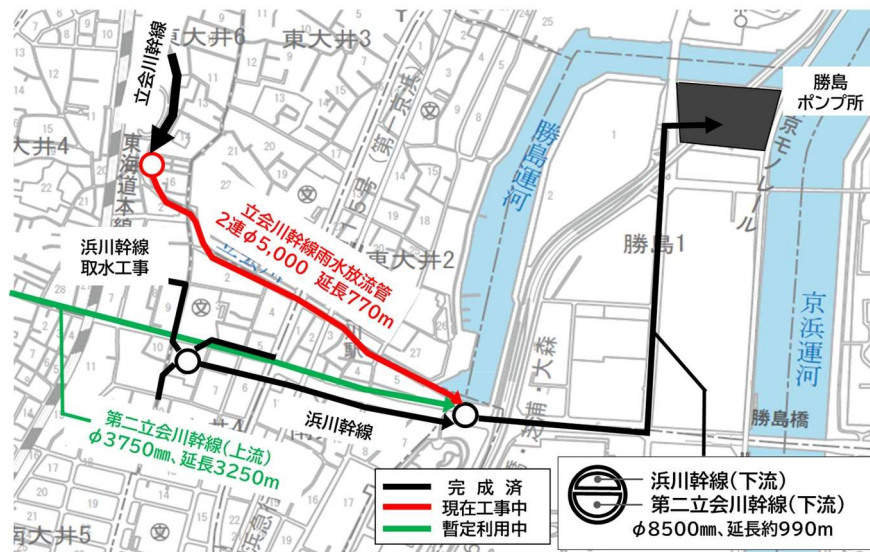


図4-28 立会川周辺の下水道整備状況図

また、雨天時には汚水混じりの雨水が月見橋付近の吐口より立会川に放流され、立会川・勝島運河の水質悪化の一因となっていますが、これらの整備が完成することにより、大部分の雨水放流が京浜運河に切り替わることで、立会川・勝島運河の水質改善が見込まれます。



図4-29 立会川幹線雨水放流管の施工状況

4.2.3 河川整備

東京都の河川事業は、都が一体的に整備を実施しており、区では河川整備の早期完了に向けた要望活動を行うほか、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、日常管理のみを行っています。

(1)品川区の取組

①要望活動

区では、東京都が実施する河川整備が円滑に進むよう、下水道整備の要望と併せて、「東京河川改修促進連盟」や、「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」、及び「目黒川環境整備促進流域三区連絡会」等を通じて河川整備の早期完了等を継続的に要望しています。

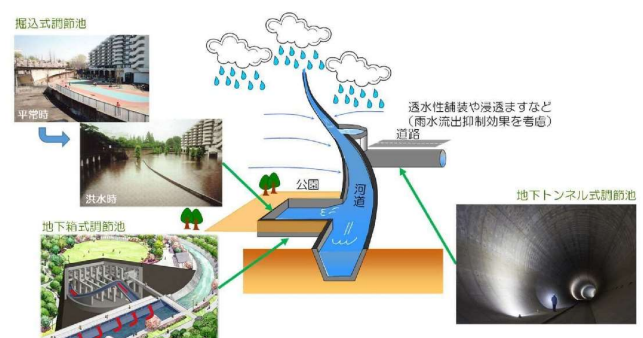
(2)東京都の取組

東京都が実施する河川整備については、対策強化流域から先行して対策を進めていくこととし、気候変動を踏まえた目標の降雨に対し、流域対策と合わせて、外水はん濫防止を目指します。

時間 50mmの降雨によって生じる洪水に対しては、河道拡幅や護岸整備、河床掘削等を行い、時間 50mmを超える部分の対策は調節池等により対応することを基本として、効率的に整備を推進していきます。



図 4-30 外水はん濫の発生イメージ



出典：東京都豪雨対策基本方針(改定)

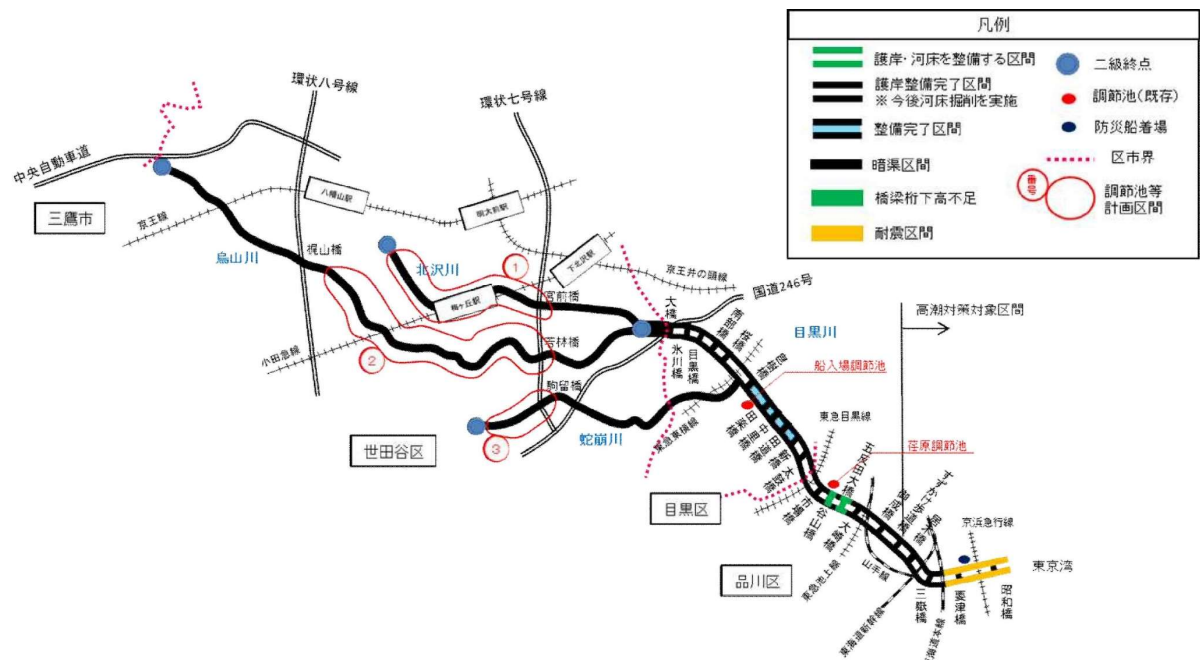
図 4-31 調節池等を活用した効果的な河川整備のイメージ

①目黒川

東京都では目黒川の上流の3つの計画区間を対象とした新たな目黒川流域調節池(仮称)の事業を推進しています。また、将来的にはこの調節池と、すでに一部稼働中の環状七号地下広域調節池を連結することで、貯留量は合計で約190万m³となり、流域を超えた調節池容量の相互融通により、局地的短時間の豪雨にも効果を発揮する計画となっています。

これにより、大雨時には目黒川上流の雨水の一部が調節池に流入するため、品川区内の目黒川への雨水の流入減少が想定され、より一層の浸水被害軽減が期待されます。

さらにこの計画は、将来的な地下河川化も見据えて事業が推進されています。



出典:目黒川流域河川整備計画

図 4-32 目黒川流域河川整備箇所図

表 4-5 目黒川流域の調節池計画

番号	河川	位置	調節池容量 (予定)	備考
①	北沢川	二級終点～宮前橋	約 132,000m ³	
②	烏山川	梶山橋～若林橋	約 283,000m ³	
③	蛇崩川	二級終点～駒留橋	約 57,000m ³	

出典:目黒川流域河川整備計画

また、目黒川は、高潮の影響を受ける河口～鈴懸歩道橋までの区間において、防潮堤の整備および計画河床への掘削も併せて実施していきます。気候変動による海面上昇や台風の強大化等の進行に対応し、2040年頃までに河口から鈴懸歩道橋までの区間の護岸を0.5mかさ上げする計画としています。護岸の整備にあたっては、沿川からの景観に配慮した計画となるよう、区からも強く要望していきます。

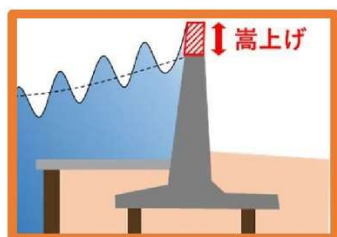


図 4-33 護岸かさ上げイメージ

表 4-6 護岸嵩上量

■優先度1の河川

河川名	区間	気候変動を考慮した計画堤防高 (A.P.+m)	嵩上量 ^{※2} (m)	対策必要時期
石神井川	隅田川～溝口橋 ^{※1}	6.7	0.9	2040年頃
古川	河口～赤羽橋 ^{※1}	5.6	0.5	
目黒川	河口～すずかけ橋 ^{※1}	5.1	0.5	
海老取川	河口～多摩川	5.1	0.5	
呑川	河口～東海道線 ^{※1}	4.9	0.3	2050年頃
旧江戸川	今井橋付近～江戸川水門	6.2	0.6	

※1 区間については現時点の高潮区間であり、上流側が中小区間の河川においては、今後上流側に拡大する予定である（優先度2、3も同様）

※2 現計画堤防高に対する嵩上量である（優先度2、3も同様）

出典：河川における高潮対策整備方針

②立会川

立会川は、河口から月見橋までの区間が高潮対策区間となっています。立会川の高潮対策は水門等の整備により実施するものとし、河口付近に樋門、排水機場の整備を行います。

4.2.4 家づくり・まちづくり対策

家づくり・まちづくり対策においては、区民や事業者の方々、自ら住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促進されることが最も重要です。区が水害に関する情報を適切に提供し、浸水被害に強い家づくり・まちづくりを促進することで、河川整備や下水道整備、流域対策で対応する目標降雨を超えた降雨の場合でも、区民の生命や財産、都市機能を守ることを目標に、これまでの取り組みを継続します。

①品川区ハザードマップや浸水履歴の提供

区では、区民や企業による自発的な建物の浸水対策強化等を促すため、浸水危険度に関する情報の事前周知として、ハザードマップ等が収録された「品川区防災地図(令和5年2月改訂)(令和7年4月一部修正)」を全戸配布するとともに、区のホームページ内で過去の浸水履歴や浸水ハザードマップ等の情報提供を行っています。

このハザードマップでは、「想定し得る最大規模の降雨」を想定した場合の避難場所が記載されています。なお、品川区防災地図では、浸水ハザードマップを区内4区画に分けて示しています。



図 4-34 品川区浸水想定ハザードマップ(一部地域のみ表示)

また、品川区内は多摩川流域には含まれていませんが、多摩川が想定最大規模の降雨によってはん濫した際には、南大井地区や東大井地区にその影響が及ぶとされているため、「多摩川洪水ハザードマップ」を作成し、避難場所を示しています。



図 4-35 多摩川洪水ハザードマップ

②水害に強い家づくりの促進

区民自らが水害に強い家づくりを促進するため、防水板設置助成要綱を定め、助成事業を実施しています。また、浸水に脆弱な場所である地下空間の浸水危険性や、浸水対策の必要性について、区民の周知に努め、自助対策としての防水板の設置のPRを行い、対策を促進します。

防水板設置助成

【助成対象】

区内で防水板設置等工事を行う住宅・店舗・事務所等の所有者または使用者
 ※品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の対象となった建築物を除く

【助成内容】

個人：工事費用の4分の3

法人：工事費用の2分の1

※区内に住居登録している個人
 登録後1年以上の法人は上限100万円
 その他は50万円



図4-36 防水板設置イメージ

③水害に強いまちづくりの促進

区では、緊急時に区民が自由に利用できるよう、目黒川沿い、立会川沿いを中心に水防用土のう置場を区内56ヶ所に設置しています。設置場所は区ホームページで確認できます。今後も土のうの利用方法や、土のう置場等の周知に取り組みます。



図4-37 水防用土のう置場(目黒川沿い・立会川沿い)

4.2.5 避難方策

豪雨時に河川や下水道の能力を超えて、水があふれだした場合でも生命の安全が確保されるよう、区民や事業者の方々が必要となる情報の適切な提供や、自発的に防災対策や避難体制がとれるように、引き続き対策の充実を図ります。

①情報提供の充実

豪雨災害時に、生命の安全を確保するため、必要な情報提供の充実を図ります。

・品川区防災ポータル・防災アプリ

令和7年4月より、防災専門のポータルサイト「品川区防災ポータル」を開始しました。平常時には区の防災の取り組み、お知らせ、鉄道情報が閲覧できます。災害時に平常時の内容に加えて避難情報発令や避難所の開設、混雑状況などをリアルタイムで確認することができます。また、「品川区防災アプリ」では、防災ポータルの情報をスマートフォン等で確認することができるほか、気象警報や避難指示などの情報をプッシュ通知で受け取ることもできます。



図4-38 品川区防災ポータル・防災アプリ

・豪雨情報

品川区ホームページにて、「品川区気象情報」による情報提供を行っており、区内の警報・注意報や雨量、降水予測等の情報が速やかに確認できるようにしています。

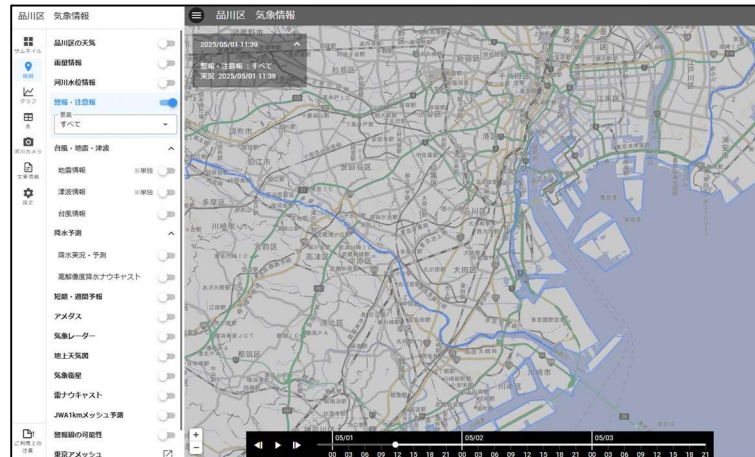


図4-39 品川区気象情報

・河川情報

目黒川や立会川の水位が上昇し、警戒水位や危険水位に達した場合はサイレンで知らせるとともに、東京都と気象庁が共同で発表する「目黒川洪水予報」の利用について周知を図ります。また、「品川区気象情報」のページで目黒川、立会川の河川水位情報・河川監視カメラ画像などを提供しています。

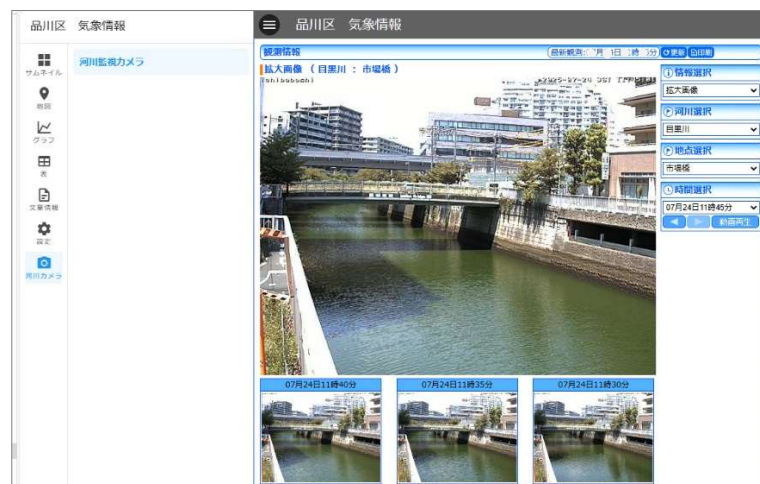


図4-40 品川区気象情報による河川監視カメラの様子

・浸水情報

地下空間では、地上部の降雨状況が分からないため、携帯端末に浸水の危険性に関する情報を区から自動送信する「プッシュ型」の情報提供を行っています。

・避難情報

警戒レベルを示した避難情報等の運用や、避難が必要な時に電話やメールで情報を受け取ることができる「避難情報緊急通知コール」の周知を図ります。

また、防災行政無線によって情報提供するとともに、その内容を音声で確認できる「防災行政無線確認ダイヤル(0120-562-311)」を周知し、風水害時に放送内容確認のために屋外に出向く危険を回避します。

②防災力向上

・品川区地域防災計画

品川区では、「品川区地域防災計画」(令和6年度修正)の中で、風水害への対策の要点をまとめており、区における水害発生時の活動体制を示しています。


1	区の水防活動 <ul style="list-style-type: none"> 区は、平素から監視員を配置しており、災害等の発生または発生のおそれが生じた場合、職員の招集、情報収集・伝達等を実施 区は、浸水被害の発生または発生のおそれが生じた場合、災害対策本部を設置、初動活動配備態勢をしく。
2	避難指示等の発令・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 区長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示 区は、区民が自主避難施設、避難場所、親戚・知人宅やホテル等への立ち退き避難、屋内安全確保を行うよう促す。 避難行動要支援者については、避難支援等関係者が安否確認を行い、適切に避難誘導を実施 <div style="text-align: center;">  </div>
3	インフラ・ライフラインの応急対策 <ul style="list-style-type: none"> 区は、交通の障害となっている障害物の除去、道路・橋梁等の応急補修、排水等の応急対策について関係機関に連絡し、対策を図る。 関係機関は、ライフライン施設の応急対策を実施

図 4-41 「品川区地域防災計画」における風水害への対策の要点

・しながわ防災ハンドブック

品川区では、「しながわ防災ハンドブック(令和6年9月改訂)」を配布しており、区民や事業者等に対して大雨や台風等による風水害に関する危険性を知らせるとともに、災害時の自主的な避難行動や平常時の備えなどを紹介しています。



図 4-42 「しながわ防災ハンドブック」における水害に関する説明

・東京マイ・タイムライン

東京都では、都民一人一人が日頃より水害からの避難を考えるための材料をまとめた「東京マイ・タイムライン」を作成しており、品川区においても「東京マイ・タイムライン」を配布しています。「東京マイ・タイムライン」の作成にあたっては、品川区浸水想定ハザードマップや、「しながわ防災ハンドブック」をご活用ください。



出典: 東京都 HP

図 4-43 「東京マイ・タイムライン」

第5章 品川区総合治水対策推進計画のさらなる推進に向けて

5.1 さらなる推進に向けて

品川区総合治水対策推進計画を効果的かつ継続的に推進するため、対策の実施状況を適宜評価し、区のホームページ等で情報公開を行うとともに、社会情勢の変化や豪雨対策基本方針、流域別豪雨対策計画等の上位計画改定を踏まえながら、必要に応じて推進計画の見直しや改定を行います。

総合治水対策の推進は、区のみならず官民連携した取り組みが求められることから、引き続きあらゆる関係者との協働による取り組みを推進していきます。

品川区総合治水対策推進計画(改定)

2025(令和7)年9月

品川区防災まちづくり部河川下水道課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

電話 03(5742)6794